

さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)を利用するには

1 団体登録

活動を始めるには、まず町へ「地域猫活動団体」としての登録申請が必要です。

(1)対象となる団体：

- ①横瀬町内で適切に TNR 活動を行うことができる 2 人以上で構成された団体
- ②横瀬町内の多頭飼育崩壊現場において、適切に TNR 活動を行うことができる 2 人以上で構成された団体

※構成員の過半数が町内在住者であること。

※多頭飼育崩壊現場の場合、**多頭飼育者本人およびその親族を含む団体は対象外**

(2)該当となる猫

- ①飼い主のいない猫(飼い猫にする予定のない猫、里親に出す前提のない猫、横瀬町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進補助金の交付を受けていない猫)
- ②多頭飼育崩壊現場の猫

(3)提出する書類：

- ①横瀬町地域猫活動団体登録申請書(様式第 1 号)
- ②団体会員名簿(氏名・住所・電話番号・役職を記載)
- ③活動する地域が分かる地図
- ④その他(団体規約等)

(4)結果の通知：

町での審査後、適正と認められれば「横瀬町地域猫団体登録承認通知書(様式第 2 号)」が届き、団体登録番号が発行されます。これにより、**チケットの申請ができます**ので、後述の手順に則って手続きをしてください。

2 チケットの交付申請

手術を行いたい猫の頭数に合わせて、町にチケットを申請します。(町からどうぶつ基金へチケットの申請は毎月 1 日から 5 日までにを行います。)

必ず近隣住民に対し、事業について説明をし、理解を得てから交付申請を行ってください。

(1)提出する書類：

- ①横瀬町さくらねこ無料不妊手術事業チケット交付申請書(様式第 7 号)
※多頭飼育崩壊現場の場合は、**多頭飼育者本人も誓約・同意**が必要です。
- ②管理者届出書(様式第 8 号)
※**団体構成員が管理者(地域猫を管理する者)でない場合**、提出が必要です。

町による調査

多頭飼育崩壊現場の申請については、町から基金に申請するため提出された書類の審査のほかに、環境課職員が現地調査を行います。その際、必要に応じて申請団体や多頭飼育者本人に対して、追加書類の提出や情報提供を求める場合があります。

(2)チケットの受取：

どうぶつ基金へ申請後、町にチケットが届き次第、「横瀬町さくらねこ無料不妊手術事業チケット交付決定通知書(様式第9号)」と一緒にチケットをお渡しします。

3 不妊手術の実施

対象となる猫を捕獲、交付されたチケットを使用して不妊手術を行います。

(1)手術を行う病院：

不妊手術は、どうぶつ基金の「協力病院」でのみ行えます。秩父郡市内の動物病院ではチケットが使用できませんのでご注意ください。また、運搬前に必ず病院へ予約の電話をお願いします。

※協力病院一覧は[こちら](#)

※毎月手術ができる病院は1ヶ所だけとなりますので、複数の団体からチケット申請があった場合、希望する病院で手術することができない場合があります。

(2)さくらねこの目印：

不妊手術済みの印として、病院で耳先をさくらの花びらの形(V字)にカットします。

(3)有効期限：

チケットの有効期限は1か月間です。(例：9月3日に町から基金へ申請した場合チケットの有効期限は10月1日から10月31日となります。)

4 実績報告と不要チケットの返還

手術が終わったら、チケットを利用した月の翌月3日までに以下の書類を町に提出し、実績報告をしてください。

- ①横瀬町さくらねこ無料不妊手術事業チケット利用実績報告書(様式第12号)
- ②不妊手術をした猫の手術後の全身写真(耳先のV字カットが分かるもの)
- ③捕獲した現場の写真
- ④捕獲した場所が分かる地図
- ⑤不要になったチケット

5 団体の登録事項変更や団体登録の廃止について

団体登録で登録した事項について変更が生じた場合や団体の地域猫活動が終了する場合、手続きが必要となります。

(1)提出する書類(団体の登録事項変更の場合)：

- ①横瀬町地域猫活動団体登録事項変更届出書(様式第4号)
- ②団体規約(団体名が変更となる場合)
- ③団体会員名簿(代表者氏名及び住所、団体構成員が変更となる場合)
- ④活動する地域が分かる地図(活動地域が変更となる場合)

(2)提出する書類(団体の地域猫活動を終了する場合)：

- ①横瀬町地域猫活動団体登録廃止届出書(様式第5号)